

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県桶川市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務
②事務の概要	・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事務は、新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰の影響を受け家計が悪化している低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く)を見舞う観点から、対象児童1人あたり5万円の給付を行う。 【令和4年度事業(令和5年3月31日終了)】 ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給事務を行う。 【令和5年度事業(令和6年3月31日終了)】 ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長通知)に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。
③システムの名称	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給対象者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第一の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子ども未来課
②所属長の役職名	子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務・情報公関係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部子ども未来課 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会を行う場合に、4情報を確認したうえで照会することの徹底を呼び掛けている。 また、必要に応じて複数人で確認作業を行っている。 以上のことから対策は「十分である」と考える。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会を行う事ができるアクセス権限のある職員の数が必要最小限にしており、システム使用時にパスワード・生体認証が必要である。 また、アクセス権限のある職員には離籍時のログアウトの徹底を呼び掛けている。 以上のことから対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月10日	評価書名	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務 基礎項目評価書	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】	事後	事務が終了したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Iー1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	【令和4年度事業(令和5年3月31日終了)】 ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日付子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給事務を行う。 【令和5年度事業(令和6年3月31日終了)】 ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長通知)に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有期間で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	IIー1. 対応人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	IIー2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年3月31日 時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	Ⅱ－1. 対処人数 いつの時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月31日	Ⅱ－2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月31日	Ⅳ－8. リスク対策 人手を介在させる作業	なし	リスク対策 十分である 判断の根拠 情報照会を行う場合に、4情報を確認したうえで照会することの徹底を呼び掛けている。 また、必要に応じて複数人で確認作業を行っている。 以上のことから対策は「十分である」と考える。	事後	評価書の様式変更
令和7年10月31日	Ⅳ－11. リスク対策最も優先度が高いと考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 対策は十分か 十分である 判断の根拠 情報照会を行う事ができるアクセス権限のある職員の数を必要最小限にしており、システム使用時にパスワード・生体認証が必要である。 また、アクセス権限のある職員には離籍時のログアウトの徹底を呼び掛けている。 以上のことから対策は「十分である」と考える。	事後	評価書の様式変更